

## 令和4年度おいしい山形空港修学旅行・部活動等応援ツアー支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形空港利用拡大推進協議会（以下「協議会」という。）が、山形＝羽田便、山形＝伊丹便、山形＝名古屋便及び山形＝札幌便の安定した利用者を確保しつつ、児童、生徒、学生等未成年の航空機の利用機会を増やし将来の利用創出に繋げることを目的とし、次条に定めるツアーを企画し旅行した場合に、旅行者に対し助成金を交付することに関して必要な事項を定める。

(助成対象者、対象ツアー及び助成額等)

第2条 助成対象者、対象ツアー及び助成額等は、次表のとおりとする。

助成対象者	対象ツアーに参加した者 ※引率の教員、コーチ等を含むが、旅費が全額公費から支出される場合は対象外とし、公費と二重払いにならない場合は対象とする。 ※同行する保護者は同一行程の場合に限り対象とする。 ※業務によりツアーに同行する旅行代理店の添乗員等は除く。
対象便	山形＝羽田便、山形＝伊丹便、山形＝名古屋便、山形＝札幌便、山形空港発着チャーター便
対象期間	令和4年4月1日（金）～ 令和5年3月31日（金）搭乗分 ※受付数が予定数に達し次第、受付を終了することがある。 ※新型コロナの感染状況を踏まえ、受付を停止することがある。
対象ツアー	小学校、中学校、高等学校等*の修学旅行又は部活動等の一環として学校又は県や市町村単位で編成され、5名以上が対象期間において対象便に搭乗するツアー ※大学、短大、専門学校は対象外。高等専門学校は対象。 ※旅行代理店が主催する募集型団体旅行に参加する場合は対象外。ただし、航空券と宿泊のみがセットになったフリープラン商品を利用した場合の搭乗は対象とする。 ※新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」等の対象区域を発着とするツアーは対象外（乗継ぎにより対象区域を経由する場合も含む）。
予定数	900席
助成額	【山形＝羽田便、山形＝伊丹便、山形＝名古屋便、山形＝札幌便利用の場合】 往復@6,000円／1名（2席）（片道利用であれば、@3,000円／1名） 【山形空港発着チャーター便利用の場合】 往復@3,000円／1名（2席）（往復利用を原則とする） ※協議会が実施する他の助成との併用はできないものとする。

(事前予約)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（助成対象者及び助成対象者を代表する者。以下「申請者」という。）は、ツアーを企画し助成を受けようとする場合、ツアー出発前に、ツアーの概要がわかる資料を市町村等に提出するものとする。

2 市町村等は、前項の資料の提出を受けた場合、別記様式第1号「修学旅行・部活動等応援ツアー支援助成金実績報告兼交付申請一覧」（金融機関口座座情報を除く）により、ツアーの概要を協議会に通知し、助成の可否の確認を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第4条 事前予約をした申請者は、ツアー終了後、別記様式第2号「おいしい山形空港修学旅行・部活動等応援ツアー支援助成金交付申請書」を記載し、各助成対象者の搭乗したことを証する書類等を添付のうえ、市町村等に提出するものとする。

2 前項に掲げる交付申請の期限は、搭乗日の属する月の翌月末日までとする。

(交付決定)

第5条 申請書の提出を受けた市町村等は、内容を確認し適当と認めるときは、別記様式第1号「修学旅行・部活動等応援ツアー支援助成金実績報告兼交付申請一覧」(金融機関口座情報を含む)に、申請書及び申請者の提出した添付資料(ツアーの概要及び搭乗したことを証する書類)を添えて協議会に進達する。

2 協議会は、これを審査し適当と認めるときは、交付の決定を行うものとする。

(助成金の返還)

第6条 協議会は、虚偽の内容その他不正の行為により助成金の交付を受けた者があると認めるときは、当該助成金の返還を申請者に命ずることができる。

2 申請者は、前項の規定により返還を命じられた場合は、受領した助成金を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、協議会総会における令和4年度予算の議決を前提とし、令和4年4月1日から施行する。